

受 益 地 積	単 価	負担金額	徴収猶予額	減免額	差引負担金額

一 括 納 付	差引負担金	報 奨 金	差引納付額

丸亀市長

丸亀市下水道事業受益者負担金条例施行規則第5条の規定により次の通り決定したので、通知します。

	年度	期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年 額
期 別 納 付		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					
		納期限					
		納付額					

[illegible]

(注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、丸亀市を被告として提起することができます。